

笛吹市立八代小学校 「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 4 月策定
平成 31 年 3 月改定
令和 7 年 4 月改定

I 「いじめ防止」等に関する基本的な考え方

いじめに迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有し、いじめは、どの児童・どの学級・どの学校でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいきます。

「人をいじめることは、人間として絶対に許されないことです。どのような社会にあっても、いじめは許されません。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されません。」という基本理念に立ち、「いじめは、どの児童・どの学級・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係な児童はいない。」ことを認識して、八代小学校の全児童が、豊かな人間関係の中でいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう全教職員、全校児童挙げて取り組んでいきます。そのために、「いじめ防止対策推進法」の基本的理念等を深く理解し、以下の事項に取り組んでいきます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④ いじめの早期対応のために、当該児童の安全を保证するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたります。
- ⑤ 学校と家庭（必要に応じて地域）が協力して、いじめの早期発見・早期対応に努めます。

（１）「いじめの定義」

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「学校」とは、学校教育法第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
(「いじめ防止対策推進法」第2条より)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを

無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

具体的ないじめの態様としては、次のようなことが上げられます

- (例) ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、相手が嫌と思う言葉
- ・仲間はずれ、集団による無視
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれたりする

（２）「いじめ防止に対する基本認識」

いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することが考えられます。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性があります。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

いじめ防止に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。

いじめには様々な特質がありますが、以下は、教職員がもつべきいじめについての基本的な認識です。

①いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されないという毅然とした態度を徹底する。

② いじめは、どの児童にも、どの学級、どの学校でも起こりうることである。

③ いじめは、大人が気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。

④ いじめは、様々な様態がある。

⑤ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

⑥ いじめは、教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。

⑧ いじめは、家庭教育のあり方に大きな関わりを有している。

⑨ いじめは、学校、家庭、地域など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

Ⅱ いじめ防止対策組織「いじめ防止対策委員会」

「いじめ防止」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行います。

(1) いじめ防止のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

「いじめ防止対策委員会」

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、たんぽぽ主任、サポートルーム主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

※協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定めます。

<活 動>

- ① いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。（学級担任や生徒指導からの情報提供等）
- ③ いじめ事案の対応に関すること。
（調査・報・連・相・他機関との連携・結果報告等）
- ④ いじめの心身に及ぼす影響、その他のいじめに関する児童の理解を深めること。（いじめ防止校内研修の開催等）

<開 催>

いじめ事案発生時、または開催の必要があると校長が判断した時に、速やかに開催します。

Ⅲ いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的方策について

(1) 「未然防止」の取組

「いじめはどの児童、どの学級、どの学校でも起こりうるもの」との認識をもって、全ての児童を対象としていじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要です。そして、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要です。加えて全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要と考えます。

こうした考え方の下、未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての児童がお互いに認め合い安心して活動できる場所をつくり出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへと移行することを防ぐことができるはずです。また、障害のある児童や性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等、特に配慮が必要な児童への組織的な指導も必要です。

特に、以下の教育活動に重点的に取り組みます。

- ① 道徳教育の充実（道徳教育・道徳の指導の充実等）
- ② 人権教育、キャリア教育の充実（人権教育、キャリア教育の充実等）
- ③ 社会性の育成
（異学年交流、お互いに認め合う集団づくり、校外学習、交流学习等）
- ④ 児童会による集団づくり
（児童会集会、あいさつ運動、業間の児童会ミニ集会、委員会集会等）
- ⑤ 保幼小中の連携
（校区内保育所保育園と小学校の情報連携と交流連携、
中学校と6年生との情報連携と交流連携、中学校体験入学等）
- ⑥ 日常的な職員間の連携・情報交換
- ⑦ 警察との日常的な連携

（２）「早期発見」の取組

いじめは、早期発見が早期対応につながります。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。児童達の些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められています。日頃から、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者や地域とも連携して情報を収集したり見守ったりするように努めます。

「早期発見」のための手立て

- ① 「いごこちアンケート」調査
- ② 個人ノート、生活ノート、日記
- ③ 個人面談
- ④ 教育相談(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用)
- ⑤ 日々の観察
- ⑥ 保健室での様子
- ⑦ 本人からの相談
- ⑧ 周りの友だちからの相談
- ⑨ 保護者からの相談
- ⑩ 地域の方からの情報

(3) 「早期対応」の取組

基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で教育的配慮の下、適切に指導する等、組織的な対応を行います。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の形成に主眼を置いて指導を行うことを大切にします。

教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たります。

いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめが認知された場合は、事実確認を行った上で必要に応じて保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また事実認識により判明した、いじめの事案に関する情報を適切に提供し、解決に向けて対応していきます。

いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが起きた場合には、事実関係を調査します。特に、いじめが起きた集団への働きかけは重要で、一人一人に事実関係の有無や経過、事実に対する自分の思い等を聞く機会を設けていきます。

並行して、被害者の心のケアや集団へのケアが必要となってきます。スクールカウンセラー等の協力を得ながら、心の面の回復や健全な集団を育てていく取組を行っていきます。

ネット上のいじめへの対応

児童のネット利用や携帯電話の実態の把握も行い、インターネット上のいじめ対策にも取り組んでいく必要があります。

定期的に「ネットの危険」「ネットの罟」等の『インターネットの陰』の部分を学習する機会をつくり、予防的な学習を行っていきます。特に、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを十分に理解させるために、情報モラル教育を年間指導計画に位置付ける等、指導の充実を図ります。

警察との連携

- ①学校と警察は、児童を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築していきます。
- ②いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、校長に事実関係を報告し、協議します。必要な場合は、学校の設置者（笛吹市教育委員会）と相談し、法第23条第6項に

基づいて所轄警察署（笛吹警察署）と連携して対処し、対象児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

いじめの解消

いじめが「解消」したと判断するためには、

- ① いじめに係る行為が止んでいること
・目安として、いじめが止んでいる状態が3か月間継続していること。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

の2要件を満たさなければならないと認識し、継続的に対応します。

IV 重大事態への対処について

（１）「重大事態の定義」

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

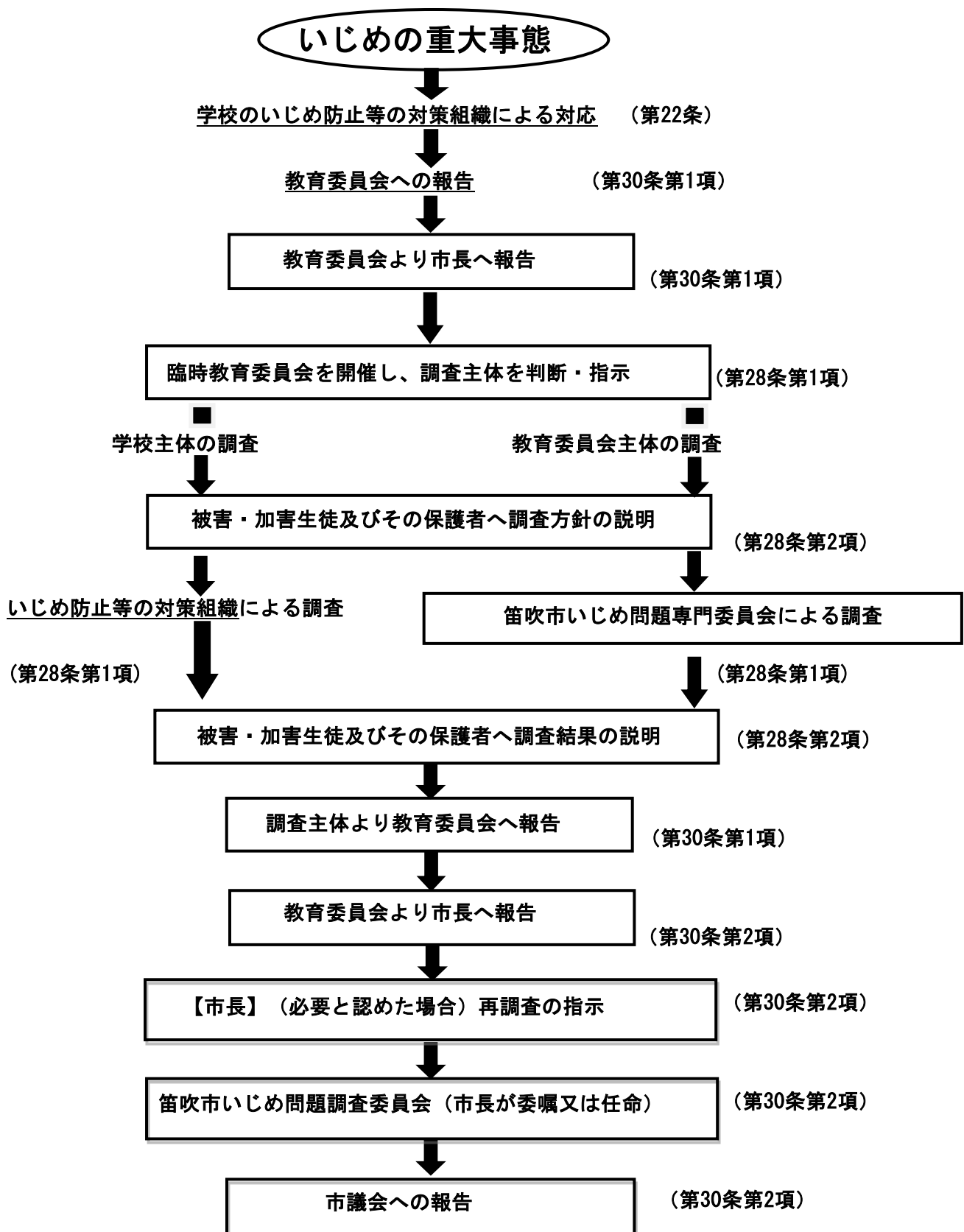
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（「いじめ防止対策推進法」第28条より）

（２）「重大事態」発生時の対応

上記定義に基づいて、いじめが重大事態と判断した場合は、下記のフロー図に従って学校の設置者（笛吹市教育委員会）と相談しながら対応します。

【重大事態発生時の対応フロー図】



※（ ）内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す